

2 地方財政危機突破総決起大会の開催

—地方六団体—

本会等地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、12月2日、東京の九段会館ホールにおいて「地方財政危機突破総決起大会」を開催した。

当日の総決起大会は、本会を代表して参加した理事の平山新潟県知事が主催者を代表してあいさつをされ、また、特別来賓の保利自治大臣（代理財務局長）、斉藤衆議院地方行政委員長、和田参議院地方行政・警察委員長からあいさつをいただいたほか、多数の国会議員が来賓として出席するなかで開催された。参加者は地方公共団体の首長、議長、来賓等を含め約1,000名となり最後に「地方財政危機突破に関する決議」を満場一致で採択し、盛会のうちに終了した。

大会終了後、平山新潟県知事をはじめとする地方六団体代表は、青木内閣官房長官をはじめ、政府、国会、政党の要路に対し強力な要請活動を展開するとともに、他の参加者も地元国会議員等に要請活動を行った。

大会での決議や主催者代表挨拶要旨等は、資料1～5のとおりである。

同大会では、固定資産税の安定確保に係る資料も配布したが省略。

資料 1

地方財政危機突破総決起大会次第

平成11年12月2日(木)午前10時～
於 九段会館ホール

- 1 開 会
- 2 主催者代表あいさつ
- 3 議 長 選 出
- 4 決 意 表 明
- 5 来賓あいさつ
- 6 来 賓 紹 介
- 7 激励電報披露
- 8 決 議 採 択
- 9 実行運動方法の提案
- 10 閉会あいさつ

資料 2

地方財政危機突破に関する決議

地方財政は、平成 6 年度以降大幅な財源不足が続いており、平成 11 年度末における借入金残高は、地方一般歳出の 2 倍を上回る 179 兆円にも達し、平成 12 年度においても、引き続き巨額な財源不足が見込まれている。

地方公共団体の財政は、これまでの景気対策としての諸事業や特別減税の実施に伴う公債費の累増等に加え、長引く不況による税収の大幅な落ち込みにより、まさに危機的な状況にある。

地方公共団体には、福祉、安全、教育、環境、生活関連施設整備等の住民生活の向上のための課題が山積しており、さらに平成 12 年 4 月からは介護保険を円滑に実施しなければならない。また、地方分権一括法に基づく国と地方の新しい関係に対応した新たな地方自治制度の定着に努めていかなければならない。そのため、地方税財源の拡充を図るとともに、地方財政の危機的状況を早期に脱却してその健全化を図る必要がある。

なお、地方分権推進法が平成 12 年 7 月に失効することとなっているが、今後の地方分権の推進体制の整備について、地方税財源の充実確保を図る観点からも、真剣な検討がなされることを強く要請するものである。

よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項の実現を期するものである。

- 一 真の地方分権を実現するため、地方税源について、歳出規模と地方税収との乖離を縮小する方向で、国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図ること。
- 一 固定資産税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び自動車税は、地方公共団体の貴重な財源であり、その改正如何は地方財政の運営に多大な影響を与えるため、現行制度を堅持し、税収の安定的確保を図ること。
法人事業税の外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び税収の安定的確保等の観点から早期に実現を図ること。
- 一 大幅な財源不足に対処し、地方財政の健全な運営を確保するため、交付税率の引き上げにより、地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 一 介護保険に係る特別対策関係はもとより、地方公共団体が介護保険の円滑な実施のために、財政面で必要があるとして繰返し要請してきた調整交付金の別枠化その他の事項について、国の責任のもとに万全の措置を講ずること。

以上、決議する。

平成 11 年 12 月 2 日

地方財政危機突破総決起大会
 地方自治確立対策協議会
 全国知事会
 全国都道府県議会議長会
 全国市議会議長会
 全国市議会議長会
 全国町議会議長会
 全国町村議会議長会

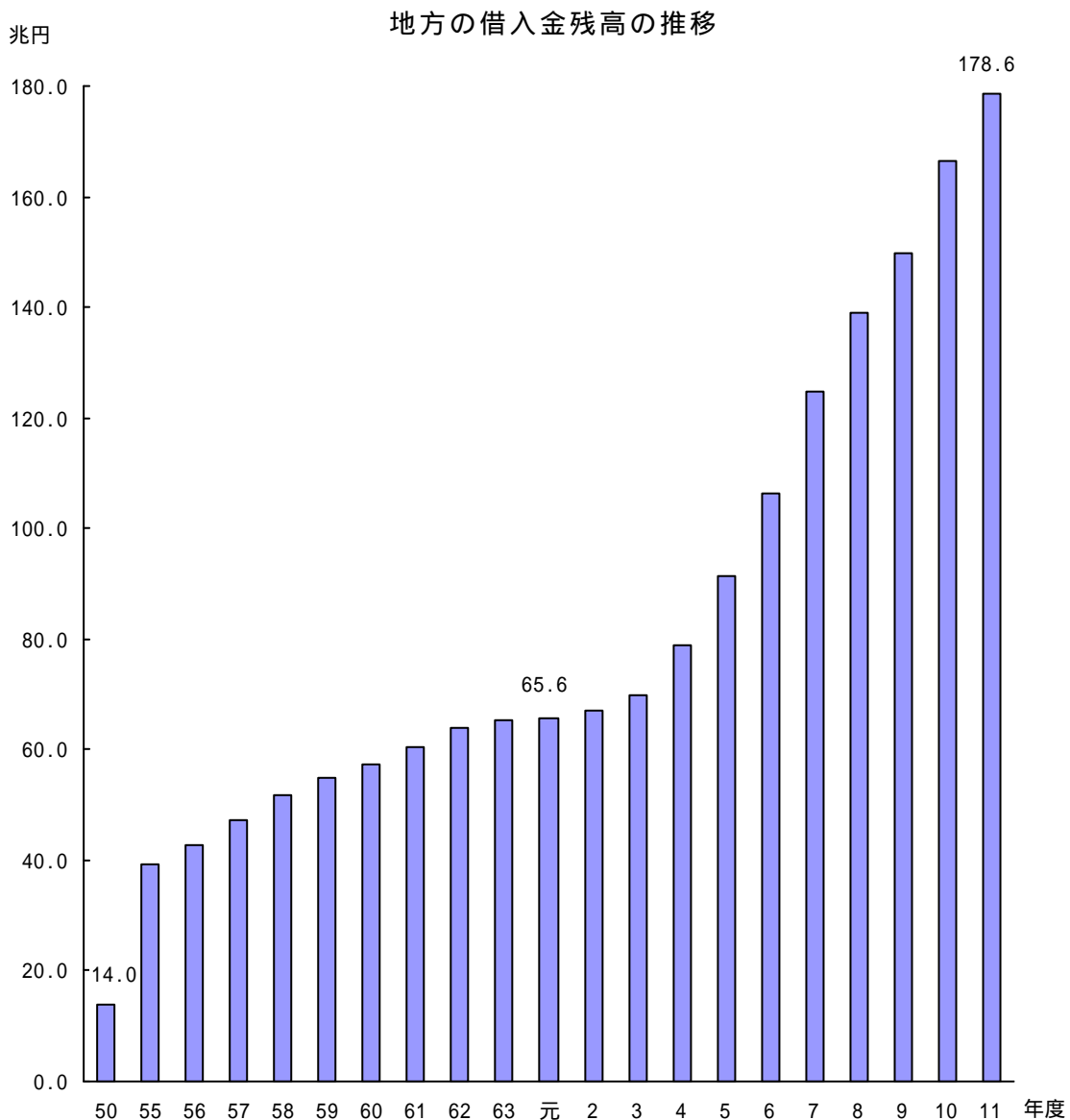
1 地方財政の現状

- 地方財政は危機的な状況 -

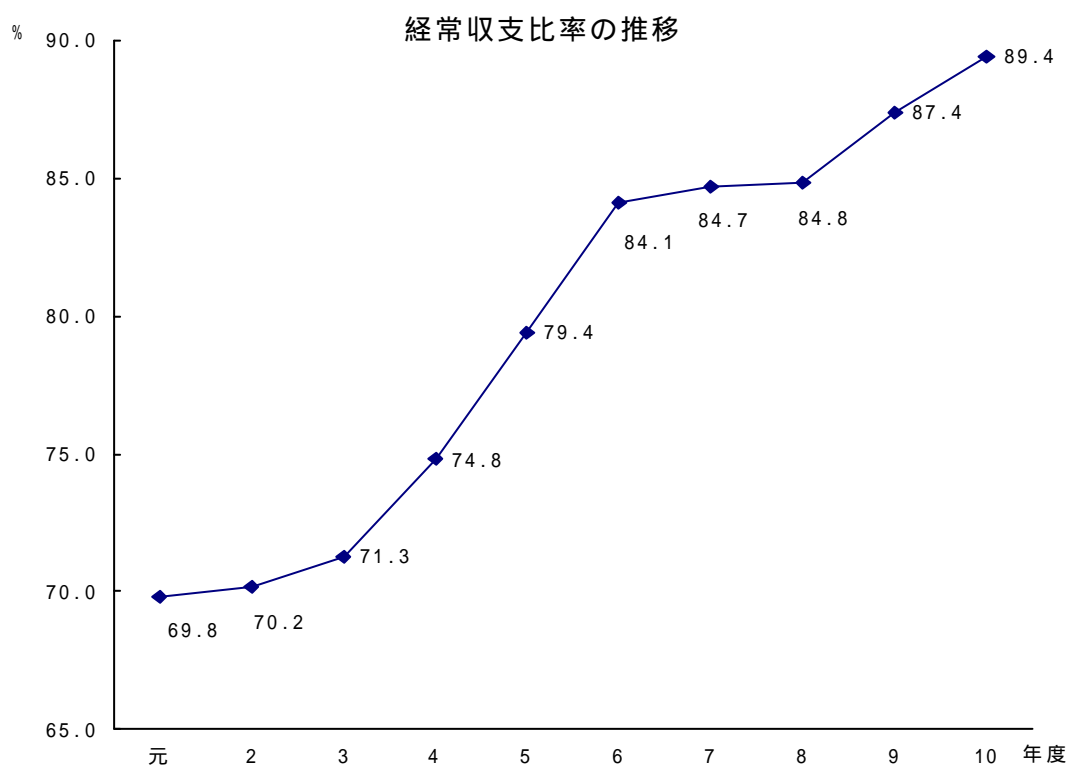
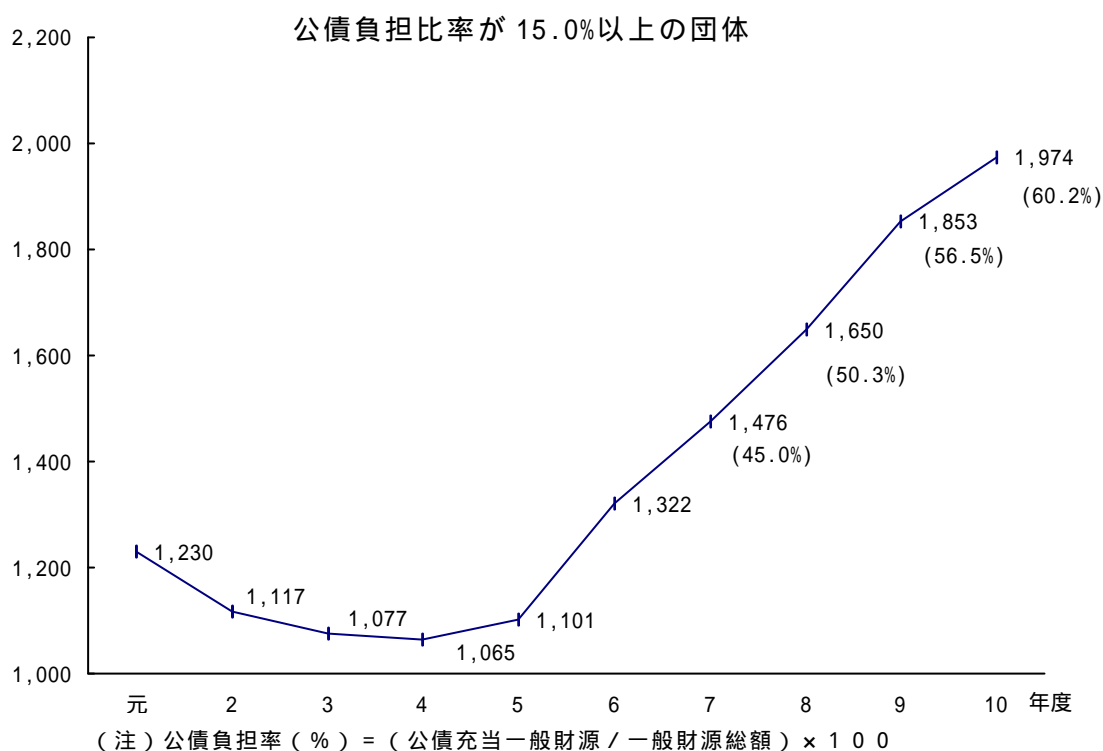
(1) 巨額の財源不足

平成 7 年度当初	7 兆	円 (通常収支 4.3 兆円、減税分等 2.7 兆円)
平成 8 年度当初	8 兆 7 千億円	(通常収支 5.8 兆円、減税分等 2.9 兆円)
平成 9 年度当初	5 兆 9 千億円	(通常収支 4.7 兆円、減税分等 1.2 兆円)
平成 10 年度当初	5 兆 4 千億円	(通常収支 4.6 兆円、減税分等 0.8 兆円)
平成 11 年度当初	13 兆 1 千億円	(通常収支 10.4 兆円、減税分等 2.7 兆円)

(2) 多額の借入金残高



(3) 個別団体の財政硬直化



(4) 今後も増大する財政需要

- ・ 少子・高齢化社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実。
- ・ 廃棄物・ダイオキシン対策等の環境対策の強化。
- ・ 住民に身近な社会資本整備や災害に強い安全なまちづくりの推進。
- ・ 景気対策のために発行した地方債等の元利償還金の増嵩

2 地方税関係

(1) 地方の歳出と税収の大きな乖離

歳出合計額 1 4 8 兆 7 , 4 7 5 億円

(平成9年度)

地方歳出 64.8% 9 6 兆 4 , 1 9 5 億円	国歳出 35.2% 5 2 兆 3 , 2 8 0 億円
----------------------------------	---------------------------------

租税総額 9 1 兆 7 , 5 6 2 億円

(平成9年度)

地方税 39.4% 3 6 兆 1 , 5 5 5 億円	国税 60.6% 5 5 兆 6 , 0 0 7 億円
---------------------------------	--------------------------------

(2) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源
- ・ ゴルフ場周辺の道路整備・環境対策等地方公共団体の各種行政サービスは、主としてゴルフ場利用者が享受

地方税収入に対するゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村(上位10団体)
(平成9年度分)

(単位：百万円)

区分 団体	ゴルフ場利用 税交付金 A	地方税収入 (Aは含まない) B	A/B (%)
a	98	233	42
b	159	431	37
c	72	199	36
d	88	295	30
e	410	1,432	29
f	30	113	27
g	43	159	27
h	246	933	26
i	379	1,477	26
j	36	142	25

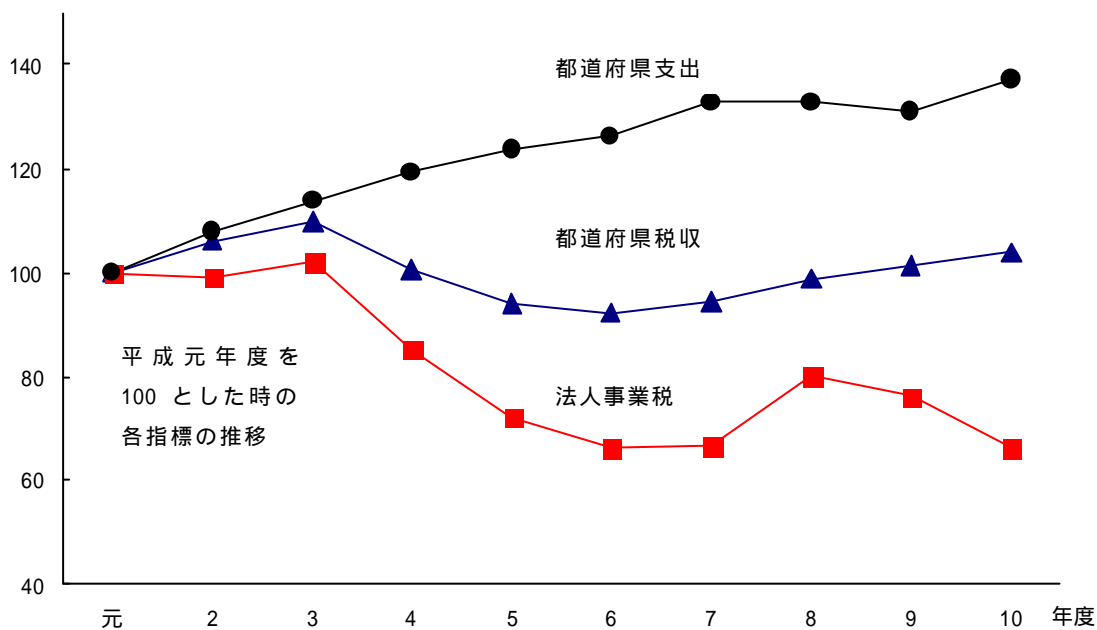
(注) 平成9年度「市町村別決算状況調」による。

平成9年度ゴルフ場利用税収入額は、980億円、市町村交付金額は685億円

(3) 法人事業税への外形標準課税の導入

- ・ 地方分権を推進し、安定的な行政サービスを支える地方税源の確保
- ・ 応益課税としての税の性格の明確化
- ・ 法人事業税は都道府県の最大の税目（都道府県税収の32%）

都道府県支出、都道府県税収、法人事業税の推移



(注)平成元年度から平成9年度までは決算額による平成10年度は決算見込み。

地方財政危機突破総決起大会次第

一 地方交付税総額の安定的確保

一 分権型社会実現に向けた地方税源の充実強化

一 介護保険に関する国の万全な財政措置

地方自治確立対策協議会

全 国 知 事 会

全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会

全 国 市 長 会

全 国 市 議 会 議 長 会

全 国 町 村 議 会 議 長 会

全 国 町 村 議 会 議 長 会

資料 5 地方財政危機突破総決起大会における
主催者代表あいさつ要旨

平成11年12月2日(木) 於：九段会館
代表：平山征夫 新潟県知事

地方財政危機突破総決起大会を開催するに当たり、主催者を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、国会開催中の政務極めてご多端の折りにもかかわらず、斉藤衆議院地方行政委員長及び和田参議院地方行政・警察委員長をはじめご来賓の先生方には、ご臨席を賜り衷心より感謝申し上げます。また、ご参集くださいました地方団体の皆様には、全国各地から多数のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、最近の地方財政は、平成6年度以降5兆円を超える財源不足が続いておりますが、平成11年度には13兆円を超える大幅な財源不足が生じ、地方団体の借入金残高は179兆円もの巨額となり、さらに、平成12年度の地方財政も、引き続き巨額の財源不足が生じることが見込まれております。

一方、地方団体の決算内容を見ますと、平成10年度では、公債費負担比率が7年連続して上昇し、15%のいわゆる警戒ラインを超える団体が全団体の60%に達し、また平成9年度の経常収支比率も8年連続で上昇して87%に達するなど、個別団体でも財政構造の硬直化が進み、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくことが極めて困難になってきております。

しかしながら、地方団体には福祉施策の強化、住民生活の安全確保、教育の充実、環境保全対策等の住民生活に直結した一日もゆるがせにできない業務が多く、これらの業務を着実に実施し、さらには地域経済の活性化に資する事業を実施するためには、多額の借金を抱えた財政構造からの脱却が急務であります。

このため、地方交付税率の引き上げによる抜本的な制度改正を行い、その総額の安定的確保を図ることが肝要であると考えます。

次に税源の再配分について申し上げます。

平成12年4月には、いわゆる地方分権一括法が施行され、これまでの中央集権型の行政体制は機関委任事務の廃止等によって地方分権型行政へと変革されることとなります。真の地方分権を実現するためには、一括法の着実な実施はもとより、今後とも取り組む課題は山積しており

ますが、何よりも重要なことは、分権型の行政体制の確立とともに、国と地方の役割分担を踏まえた国から地方への税源移譲等による地方税の拡充強化が絶対に必要であります。

さらに、地方分権推進法が平成12年7月に失効することとなっておりますが、今後の地方分権の推進体制の整備について、真剣な検討がなされることを強く要請するものであります。

次に、固定資産税や不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税等について減税の要望があると聞いておりますが、地方団体では、職員給与のカット等厳しい行政経費の削減を行っているところであり、これ以上の地方税収の減収には耐えられない財政状況にあり、国においては、この極めて厳しい地方財政の現状を勘案の上、慎重に対応されるよう求めるものであります。

法人事業税の外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化や税負担の公平性の確保を図り、地方の自主財源を安定的に確保するためにも、導入に伴う諸課題を解決し、早期に実現することが必要と考えております。

なお、税財政の問題と関連してペイオフ解禁と公金保護の問題がありますが、これについては、引き続き関係方面に要望していく必要があると考えております。

最後に、先般、政府は、「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」を決定しました。来年4月からの介護保険制度の実施を目前にし、現在、地方団体は最大の努力を行っているところであり、この特別対策によって、国民や実施主体である地方団体に混乱の生じることのないよう、国においては、早急にその具体的内容と対応方法を示すとともに、これまで地方団体が介護保険の円滑な実施のために繰返し要請してきた調整交付金の別枠化等について、国の責任のもとに財政面をはじめ万全の措置を講じるべきと考えます。

以上、地方交付税総額の確保、税源の再配分及び介護保険制度等について申し上げましたが、皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

国会の諸先生方をはじめ関係者におかれましては、引き続き力強いご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

ありがとうございました。